

静岡市自転車等駐車場条例の一部改正について

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 6 条、第 7 条、第 19 条関係）

- 1 静岡市青葉通り自転車等駐車場、静岡市追手町自転車等駐車場、静岡市黒金町西第 1 自転車等駐車場、静岡市黒金町西第 2 自転車等駐車場、静岡市黒金町東第 1 自転車等駐車場、静岡市黒金町東第 2 自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市森下町自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第 1 自転車等駐車場、静岡市清水駅西口第 2 自転車等駐車場、静岡市草薙駅前西自転車等駐車場及び静岡市由比駅前自転車等駐車場の駐車料金

駐車対象車 両の区分	利用の方法	利用期間	駐車料金		
			一般	学生	屋根のない施設 (静岡市草薙駅前西自転車等駐車場に限る。)
自転車	定期利用	1 箇月	2,070円	1,030円	1,030円
		3 箇月	5,600円	2,800円	2,800円
		6 箇月	9,960円	4,980円	4,980円
		1 年	17,440円	8,720円	8,720円
	一時利用	1 回 (1 日)	100円	100円	50円
原動機付自	定期利用	1 箇月	3,110円	1,550円	1,550円

転車		3箇月	8,410円	4,200円	4,200円
		6箇月	14,950円	7,470円	7,470円
		1年	26,160円	13,080円	13,080円
	一時利用	1回(1日)	150円	150円	70円
自動2輪車	一時利用	1回(1日)	200円	200円	

2 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金の限度額

駐車対象車両 の区分	利用の方法	利用期間	金額	
			一般	学生
自転車	定期利用	1箇月	2,070円	1,030円
		3箇月	5,600円	2,800円
		6箇月	9,960円	4,980円
		1年	17,440円	8,720円
	一時利用	1回(1日)	100円	100円
原動機付自転車	定期利用	1箇月	3,110円	1,550円
		3箇月	8,410円	4,200円
		6箇月	14,950円	7,470円
		1年	26,160円	13,080円
	一時利用	1回(1日)	150円	150円

備考

1 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に通学している者及びこれに準ずる者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。

2 利用期間の単位は、それぞれ月又は年度の初日から始まり、当該期間の末日をもって終了する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第3の

規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに自転車等駐車場の定期利用の許可を受け、施行日において当該許可に係る利用期間を経過していない者は、施行日以後においても、当該許可に係る利用期間内に限り、当該許可により当該自転車等駐車場を利用することができる。

（施行前の準備）

- 3 新条例別表第3の規定に基づく駐車料金の徴収その他の行為又は利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。